

## 居宅介護支援事業所 なかがみ

 **098-939-2434**  
FAX **098-939-2437**



### 自分らしい暮らしを相談・支援いたします

こんな時ご相談ください

1. 定期的にリハビリをしてもっと元気になりたい。
2. ひとりではお風呂に入れないので、ヘルパーさんに手伝ってほしい。
3. 家の中の段差を無くして、住みやすい環境を作りたい。
4. 酸素・カテーテル・点滴をしても、安心して家で過ごしたい。
5. ベッドや車イスなどの必要な福祉用具レンタルしたい。
6. 仲間づくりをしたい。

#### 事業内容

介護保険・在宅サービス等介護に関することについて、相談をお受けします。医療機関やさまざまな施設と連携を図り、要介護高齢者が快適な生活を送ることができるようお手伝いいたします。それぞれの状況、介護度に応じ、本人と家族の希望をふまえた介護サービスをコーディネートし、サービスが適切な形で提供されるよう、ケアプランの作成から、サービス状況の管理などを総合的に行います。

#### 利用案内

|           |   |
|-----------|---|
| 営業時間      | 月曜日～土曜日 午前8：30～午後5：30<br>(土曜日は午前8：30～午前12：30) |
| 休業日       | 日曜日・祝祭日・年末年始（12月31日～1月3日）                     |
| お問い合わせ    | TEL 098-939-2434<br>FAX 098-939-2437          |
| ケアプラン作成費用 | 全額保険給付です（自己負担はありません）                          |

#### 介護保険のご案内

##### 介護保険を利用するには

###### 1. 申請

本人または家族等が介護保険証を持参して、市町村の窓口で申請します。

※難しい方はケアマネジャーが代行いたします。

## 2. 訪問調査

本人の心身の状態を調べるために市町村職員等が自宅を訪問します。  
また、かかりつけ医に意見書を書いてもらいます。

## 3. 審査

訪問調査の結果とかかりつけ医の意見書をもとに、介護が必要かどうかを審査し、7ランクに分けて判定します。

## 4. 認定

判定結果に基づいて、市町村が認定し、申請した日から30日以内に本人に通知します。

## 5. 介護サービス計画書を作成

介護が必要と判定されたら、どのようなサービスを受けたらよいか、介護支援専門員（ケアマネジャー）にてサービスの利用計画書を作成します。

## 6. サービスの開始

介護保険の給付は、基本的に現金ではなく、サービス提供の現物給付となります。  
利用者は利用したサービス費用の1割を自己負担します。

## 各種サービス

|                                 |  |
|---------------------------------|--|
| 訪問介護<br>(ホームヘルプサービス)            | ホームヘルパーが家庭を訪問し、日常生活の家事や介護を行う。                  |
| 訪問看護                            | かかりつけ医の指示のもとで、看護師等が家庭を訪問し療養上の世話をを行う。           |
| 訪問入浴                            | 浴槽を積んだ入浴車で家庭を訪問し、入浴の介護を行う。                     |
| 居宅療養管理指導                        | 医師・歯科医師・薬剤師等が家庭を訪問し、療養上の管理や指導を行う。              |
| 訪問リハビリテーション                     | 家庭に理学療法士等が訪問し、機能回復訓練を行う。                       |
| 通所リハビリテーション<br>(デイケア)           | 施設において理学療法士等による機能回復訓練を行う。                      |
| 通所介護 (デイサービス)                   | 日帰り介護施設等で入浴・食事・機能回復訓練等のサービスを行う。                |
| 短期入所サービス<br>(ショートステイ)           | 介護を必要とする人は介護施設等で、医学的管理が必要な人は医療施設等で短期間入所する。     |
| 痴呆対応型共同生活介護<br>(痴呆性老人向けグループホーム) | 認知で介護を必要とする人達が少人数で共同生活を営む住居において介護を行う。          |
| 有料老人ホーム等での介護                    | 有料老人ホーム等において介護サービスを提供する。                       |
| 福祉用具の貸与及び<br>購入費支給              | 車椅子・特殊ベッド等の貸し出しや、入浴補助用具等を購入した際の費用を支給する。        |
| 住宅改修費の支給                        | 手すりの取り付けや段差の解消等の対象となる改修を行った場合、費用を支給する。         |
| 居宅介護支援<br>(ケアマネジメントサービス)        | 介護サービス計画を作成したり、サービス提供機関と連絡調整を行う。<br>利用者自己負担なし。 |